

税の申告受付が始まります

平成28年分の所得税及び復興特別所得税・消費税・贈与税の申告受付と、市・県民税の申告受付がまもなく始まります。申告書は自分で作成し、早めに提出しましょう。
 なお、所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出すれば、市・県民税の申告書の提出は不要です。

所得税及び復興特別所得税・消費税・贈与税⇒大垣税務署
 (☎78-4101 自動音声案内2番)
 市・県民税⇒大垣市役所課税課
 (☎47-8179)

問合せ

所得税及び復興特別所得税など

申告受付は市民会館で

所得税及び復興特別所得税・消費税・贈与税の申告	
とき	2/16(木)～3/15(水) 平日 9:00～17:00 ※受付終了時間: 16:00
ところ	市民会館3階 大会議室 ※期間中、税務署には申告会場を設けていません

所得税及び復興特別所得税・消費税・贈与税の申告受付は、市民会館3階で行います。

次に該当する人は、市民会館で申告をしてください。

- 株式・土地などを売った人
- 青色申告の人
- 事業に伴う経費の算定が不明の人
- 新たに事業を始めた人
- 雑損控除を受ける人
- 修正・訂正・準確定の申告をする人
- 損失の申告をする人
- 初めて住宅ローン控除を受ける人

郵送で提出する場合

住所・氏名・電話番号・生年月日を記入し、押印のうえ、下記へ郵送してください。



- * 郵送先/大垣税務署(〒503-8556 丸の内2-30) ※時間外文書受付箱(税務署の南東に設置)への提出も可
- * 備考/申告書の控えに税務署の收受印が必要な人は、返信用封筒(切手貼付)を同封

市・県民税

申告受付は市役所と出張会場で

市・県民税の申告受付は、市役所と7か所の出張会場でを行います(下表のとおり)。

	とき	ところ
市・県民税の申告	2/16(木)～3/15(水) 平日 8:30～17:00	市役所4階 大会議室 ※期間中、課税課には申告会場を設けていません
	2/6(月)・7(火) 2/8(水)・9(木) 2/13(月)・14(火) 2/15(水) 2/23(木)・24(金) 3/1(水)・2(木)・3(金) 3/8(水)・9(木)・10(金)	出張会場は いずれも 9:00～ 16:00
		西部研修センター 多目的ホール 南部子育て支援センター1階 多目的ホール 墨俣地域事務所1階 大会議室 情報工房5階 スィンクホール 中川地区センター1階 多目的ホール 青墓地区センター 多目的ホール 上石津地域事務所2階 2-1会議室

申告がスムーズに進むよう、自分で記入する「自書申告」にご協力ください。また、医療費領収書の計算や帳簿・書類の整理を済ませておいてください。

<申告に必要なもの>

- ①マイナンバーに係る本人確認書類
- ②申告書、印鑑、筆記具、計算機

- ③源泉徴収票(原本)
- ④営業、農業、不動産などの収入がある人は、帳簿・書類など
- ⑤各種控除を受けるための証明書など

- ・医療費控除…領収書、保険金などで補てんされた金額がわかる書類など
- ・社会保険料控除…領収書、社会保険料控除証明書
- ・生命保険料控除および地震保険料控除…保険会社発行の申告用控除証明書
- ・障害者控除…障害者手帳、障害者控除対象者認定書などの証明書
- ・勤労学生控除…在学を証明する書類
- ・配偶者特別控除…配偶者の収入金額がわかる書類
- ・寄附金税額控除…受領証など

申告に必要です

個人番号の記入と本人確認書類

社会保障・税番号制度(マイナンバー)により、平成28年分から申告書には申告者の個人番号の記入が必要です。また、配偶者控除及び扶養親族を申告する場合は、配偶者などの個人番号の記入が必要です。申告書の提出にあたっては、本人確認のため、申告者本人の次の①～③のいずれかの書類を社会保障・税番号制度に係る本人確認書類としてお持ちください。

- ①個人番号カード
 - ②通知カードと本人確認ができる資料
 - ③個人番号が記載された住民票と本人確認ができる資料
- ▶上記①～③のいずれかの書類の写しの添付が必要な場合があります。ただし、本人に代わって親族が提出する場合は、上記①～③のいずれかの写し(①の場合は両面)が必要です
- ▶本人確認ができる資料とは、運転免許証、パスポート、公的医療保険の被保険者証などです。

郵送で提出する場合

必要事項を記入し署名押印のうえ、源泉徴収票や控除証明書などの資料、マイナンバーに係る本人確認書類の写しを同封し下記へ郵送ください。なお資料の返却をご希望の場合は、返信用封筒に必要金額分の切手を貼付し、返送先をご記入のうえ同封してください。

- * 郵送先/大垣市役所課税課(〒503-8601 丸の内2-29)

市・県民税 主な変更点

- 日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の添付書類の義務化…国外に居住する親族に係る配偶者控除、配偶者特別控除、扶養親族、障害者控除を申告する場合は、親族関係書類および送金証明書類の添付または提示が必要となりました。
- ・親族関係書類とは…①戸籍の附票の写しや国または地方公共団体が発行した書類および国外居住親族のパスポートの写し ②外国政府または国外の地方公共団体が発行した出生証明書や婚姻証明書など
- ・送金証明書類とは…外国送金依頼書の控えまたはクレジットカード利用明細書など
 ※上記の書類が外国語で作成されている場合、日本語訳の添付が必要
- 給与所得控除の見直し…給与所得控除の見直しが行われ、上限額が段階的に引き下げられることになりました。

課税年度	給与収入	給与所得控除額(上限額)
平成28年度(平成27年中の収入)以前	1,500万円超	245万円
平成29年度(平成28年中の収入)	1,200万円超	230万円
平成30年度(平成29年中の収入)以後	1,000万円超	220万円

ネットで作れる市・県民税の申告書

市は、インターネットを通じて市・県民税の申告書作成や税額試算ができる「市・県民税額シミュレーションシステム」を導入しています。平成29年度(28年収入)分も対象になりますので、ぜひご利用ください。

- ▶利用方法/市HPにあるバナーからシステムに入り、画面の指示に従いながら、源泉徴収票の数字などを入力
- ▶備考/インターネットや電子メールによる申告受付は行っていません。持参または郵送で申告書を提出してください
- ▶問合せ/課税課(☎47-8179)へ

